

虐待防止対応規程

社会福祉法人 進和学園

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人進和学園定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下「法人事業」という）の利用者本人に対する虐待防止を図るためのものであり、「しんわ基本宣言」「職員行動規範」及び平成24年10月1日に施行された「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき利用者の人権を擁護し、健全な支援を提供することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、職員がその支援する利用者本人に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1)利用者本人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者本人を拘束すること。(身体的虐待)
- (2)利用者本人にワイセツな行為をすること又は利用者本人にワイセツな行為をさせること。(性的虐待)
- (3)利用者本人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(心理的虐待)
- (4)利用者本人を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。(ネグレクト)
- (5)利用者本人の財産を不当に処分すること、その他利用者本人から不当な財産上の利益を得ること。(経済的虐待)

(利用者本人に対する虐待の禁止)

第3条 職員は、利用者本人に対し、虐待をしてはならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 利用者本人及び家族・後見人、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止対応規程に基づき、対応しなければならない。(別紙①参照)

- 2 職員は、個別支援計画に則った定期的な聴き取りの際に、利用者本人

もしくは家族より、気になっていることや心配なことを聴き取るよう心がけ、虐待につながる事象がないか常に気を配る。

- 3 職員は、虐待を発見した際は、虐待防止対応責任者及び虐待防止マネージャーに通報するとともに、市町村障害者虐待防止センター等に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(法人人権・虐待防止委員会および各施設人権・虐待防止委員会の設置)

第5条 法人は、法人全体及び施設内における虐待防止を図るため、法人人権・虐待防止委員会を設置するとともに各施設・事業所にも人権・虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 法人人権・虐待防止委員会及び各施設・事業所の人権・虐待防止委員会は、定期的及び虐待発生の都度開催しなければならない。
- 3 法人人権・虐待防止委員会の責任者は、法人が定めた者とする。委員は必要のある員数とする。各施設・事業所の人権・虐待防止委員会の責任者は、施設長が定めた虐待防止マネージャーとする。委員は必要のある員数とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 法人人権・虐待防止委員及び各施設・事業所の人権・虐待防止委員は、日頃より研修を実施するとともに法人全体及び各施設・事業所の虐待防止の啓発に努めなければならない。
- 6 法人及び各施設・事業所の人権・虐待防止委員は、必要に応じてさわやか相談室と連携し虐待防止に努める。

(所掌事項)

第6条 法人人権・虐待防止委員会および各施設・事業所の人権・虐待防止委員会の所掌事項は次に掲げることとする。

<法人人権・虐待防止委員会>

各事業所の虐待防止のための取組みを総括すること。

- ①虐待防止のための体制作りに関すること。
- ②虐待防止のための研修の実施に関すること。

<各施設・事業所人権・虐待防止委員会>

- ①虐待防止のための体制作りに関すること。
- ②虐待防止のための研修の実施に関すること。
- ③虐待防止のためのチェックとモニタリングの取組みに関すること。
- ④虐待(不適切な対応事例を含む)発生後の対応および再発防止にかかる業務点検および改善の工夫に関すること。

⑤その他必要な事項に関すること。

(虐待防止対応責任者)

第7条 本規程による虐待防止の責任主体を明確にするため、各施設・事業所に虐待防止対応責任者を設ける。

- 2 虐待防止対応責任者は、人権・虐待防止委員となり、施設長があたるものとする。
- 3 虐待防止対応責任者は、別紙④のとおりとして、年度ごとに更新するものとする。

(虐待防止対応責任者の職務)

第8条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- 1) 虐待内容及び原因、解決策の検討
- 2) 虐待防止のための当事者等との話し合い
- 3) 「しんわさわやか相談室」運営要綱に定める第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- 4) 虐待原因の改善状況の当事者（家族・後見人も含む）及び第三者委員への報告
- 5) 各施設・事業所にて虐待防止、権利擁護および身体拘束適正化のための研修の実施

(虐待防止マネージャー)

第9条 虐待防止マネージャーは、管理職（副施設長もしくは主幹）があたるものとする。

- 2 職員は、虐待防止マネージャーの不在時等に第2条に定める虐待の通報があった場合には、虐待防止マネージャーに代わって通報を受け付けなければならない。
- 3 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者にその内容を連絡しなければならない。また市町村虐待防止センター等に通報を行わなければならない。
- 4 虐待防止受付担当者は、別紙④のとおりとして、年度ごとに更新するものとする。

(虐待防止マネージャーの職務)

第10条 虐待防止マネージャーの職務は、次のとおりとする。（第7条第3項の場合も含む。）

- 1) 利用者等からの虐待通報受付
- 2) 職員からの虐待通報受付

- 3) 虐待内容、利用者等被虐待者からの確認と記録
- 4) 虐待内容の虐待防止対応責任者への報告
- 5) 虐待通報を受けた場合の市町村虐待防止センター等への虐待内容の通報
- 6) 職員のチェックリストの実施
- 7) 倫理要綱の浸透、研修の実施
- 8) 身体拘束についての適正化の検討

(第三者委員)

第 11 条 第三者委員は、「しんわさわやか相談室」運営要綱に定めた者とする。

第 3 章 虐待防止及び解決

(虐待防止対応の周知)

第 12 条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及び虐待防止ハンドブックにより、本規程に基づく虐待防止対応（別紙③参照）について利用者本人及び家族・後見人、職員等に周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第 13 条 虐待の通報は、別に定める虐待通報書（様式 1）によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

- 2 虐待防止マネージャーは、利用者本人からの虐待通報の受付に際して、次の事項を別に定める虐待通報の受付・経過記録書（様式 2）に記録し、その内容を虐待通報者に確認する。
 - 1) 虐待の内容
 - 2) 虐待通報者の要望
 - 3) 第三者委員への報告の要否
 - 4) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの第三者委員の助言と立会いの要否

(虐待の報告・確認)

第 14 条 虐待防止マネージャーは、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する。

- 2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、虐待防止対応責任者に報告し必要な対応を行う。

- 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付を第三者委員に報告する。ただし、虐待通報者が第三者委員への報告を希望しない場合はこの限りではない。
- 4 虐待防止対応責任者から虐待通報受付の報告を受けた第三者委員は、虐待内容を確認し、別に定める虐待通報受付報告書（様式3）によって、虐待通報者に対して報告を受けた旨を通知する。通知は、速やかに行わなければならない。

（虐待解決に向けた協議）

- 第15条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を解決するため、虐待通報者との話し合いを実施する。ただし、虐待通報者が同意する場合には、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。
- 2 前項による話し合い又は解決策の提示は、速やかに行わなければならない。
 - 3 虐待通報者及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができる。
 - 4 第三者委員は、話し合いへの立会いにあたっては、虐待の内容を確認の上、必要に応じて解決策の調整と助言を行う。
 - 5 虐待防止対応責任者は、話し合いの結果や改善を約束した事項を別に定める虐待解決話し合い結果記録書（様式4）により記録し、話し合いの当事者間及び立ち会った第三者委員に確認する。

（虐待解決に向けた記録・結果報告）

- 第16条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。
- 2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める改善結果（状況）報告書（様式5）により速やかに報告する。
 - 3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者が満足する解決が図られなかった場合には、市区町村の苦情相談窓口及び神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする。

（解決結果の公表）

- 第17条 虐待防止対応責任者は、定期的に虐待解決結果及び虐待原因の改善状況を第三者委員に報告する。
- 2 法人事業のサービスの質と向上を図るため、本規程に基づく虐待防

止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告に表示する。

(虐待防止のための職員等研修)

第 18 条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。(別紙②参照)

- 2 虐待防止対応責任者は、「しんわ職員行動規範」並びに日本知的障害者福祉協会「倫理綱領」を法人職員にも周知しなければならない。
- 3 研修は虐待防止啓発研修に限らず、障害福祉を含めた、全人的な人格・資質の向上を目的として行なうものとする。
- 4 研修は、家族・後見人等に対しても行うものとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第 19 条 虐待防止対応責任者は、障害者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者本人及びその家族等に啓発する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 23 日から施行する。
平成 29 年 9 月 1 日一部改正する。
令和 4 年 4 月 1 日一部改定する。